大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大阪狭山市（以下「市」という。）内で新たにキッチンカー又は移動販売車（以下「キッチンカー等」という。）を導入して移動販売を実施する者に対し、予算の範囲内で移動販売等導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、キッチンカー等の導入に係る経費の一部を補助することにより、地域産業の発展及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　キッチンカー　食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両をいう。

⑵　移動販売車　車両に商品を積載、陳列するとともに場所を移動して販売する車両をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの条件にも該当する者で、市内で新たにキッチンカー等による移動販売を開始するものとする。

⑴　市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業であること。

⑵　保健所に対してキッチンカー等による移動販売に係る営業に必要な申請若しくは届出をしていること又はする予定があること。

⑶　取扱商品は原則食品とすること。ただし、移動販売車については食品以外の日用品等も取扱可能とする。

⑷　市税の滞納がないこと。

⑸　公序良俗に反しないものであること。

２　前項の規定にかかわらず、大阪狭山市暴力団排除条例（平成２５年大阪狭山市条例第４号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当する者は、補助対象者としない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する、キッチンカー等を導入して移動販売を行う事業とする。

（補助金対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に定める車両購入費、改造費及び設備導入経費とし、補助金の交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）とする。

２　補助金の交付は、前項の補助対象経費につき、１回までとする。

（補助金の額）

第６条　交付する補助金の額は、前条第１項に規定する補助対象経費の２分の１以内の額であって、３００，０００円を限度額とする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、国、大阪府その他の機関等からの補助金その他これに類するものをキッチンカー等による移動販売を行うための準備経費に充当しているときは、補助金の額は補助対象経費から当該補助金等の額を控除して得た額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　大阪狭山市移動販売等導入事業計画書（様式第２号）

⑵　宣誓・同意書（様式第３号）

⑶　補助対象経費の見積書

⑷　代表者の本人確認書類の写し

⑸　履歴事項全部証明書又は開業届の写し

⑹　市税の滞納がないことの証明書

⑺　その他市長が必要と認める書類

２　補助対象者が前項の補助金交付申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律

第２２６号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))があり、かつ、その金額が明らかな場合にはこれを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条第１項の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な資料の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

２　市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきと認めたときは、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、当該申請した者に通知するものとする。

（変更の申請）

第９条　前条第２項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第７条の申請事項に変更が生じたときは、遅滞なく大阪狭山市移動販売等導入事業計画変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的及び補助金の額に変更を及ぼさない変更で、かつ、補助対象経費の２０％以内の変更（経費配分の変更を含む。）である場合は、この限りでない。

（変更の承認）

第１０条　市長は、前条の事業計画変更承認申請書の内容が適当であると認めたときは、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付変更承認通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、次に掲げる時期のいずれか早い時期までに大阪狭山市移動販売等導入事業補助金実績報告書（様式第７号）に次項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　事業完了の日から起算して２箇月以内

⑵　補助金の交付の決定に係る市の会計年度末

２　前項の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

⑴　補助金により実施した内容が分かるもの（事業の完了が確認できる写真等）

⑵　補助対象経費の支払を証明する書類（内訳明細書、領収書等）

⑶　車検証の写し（車両に係る第７条第１項の交付申請の場合に限る。）

⑷　その他市長が必要と認める書類

３　補助事業者は、第１項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合には、これを減額して報告しなければならない。

（補助金の確定等）

第１２条　市長は、前条第１項の実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の書類審査及び必要に応じて行う現地検査等により、補助金の交付決定の内容及びそれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適当と認めた場合は、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金確定通知書（様式第８号）により、補助事業者に対し補助金の確定額を通知するものとする。

２　補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付請求書（様式第９号）により、市長に対して補助金の交付を請求するものとする。

３　市長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。

⑵　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑶　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１４条　補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第１０号）により速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第１５条　補助事業者は、当該補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）の例による期間を経過した場合は、この限りでない。

２　補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分する場合は、あらかじめ、大阪狭山市移動販売等導入事業財産処分承認申請書（様式第１１号）を市長に提出し、大阪狭山市移動販売等導入事業財産処分承認通知書（様式第１２号）にて承認を受けなければならない。

３　市長は、補助事業者が前項の承認に基づき取得財産等の処分をすることにより収入がある場合、当該補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納入させることができる。

（補助金の返還）

第１６条　市長は、第１３条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金返還請求通知書（様式第１３号）によりその返還を命じることができる。

（帳簿等の整備）

第１７条　補助事業者は、補助対象事業の収入及び支出に関する帳簿並びにこれを証する書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の末日から起算して５年間保存しなければならない。

（委任）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

補助対象経費	
(1)　車両購入費・改造費	(2)　設備導入経費
キッチンカー等の購入、制作に要する経費 ※中古車の購入に係る経費についても対象とする。	機械装置、工具・器具備品、その他附帯する経費

※１，０００円未満は切り捨てるものとする。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

（あて先）大阪狭山市長

所　在　地

名　　称

代表者氏名

電 話 番 号

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付申請書

下記のとおり大阪狭山市移動販売等導入事業を実施したいので、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第７条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

１　補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

⑴ 補助事業に要する経費　　円

⑵ 補助金交付申請額　　円

２　補助事業完了予定期日　　年　　月　　日

様式第２号（第７条関係）

大阪狭山市移動販売等導入事業計画書

名称	（事業所名） （所在地）
代表者名	
業種 （飲食店等）	
主な販売商品	
事業担当者及び 連絡先	（氏　　名） （電話番号） （FAX 番号） （ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）

事業の概要 ※経費をどのように活用し、今後事業を行うか等記載してください。

様式第３号（第７条関係）

（あて先）大阪狭山市長

宣　誓　・　同　意　書

私は、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金の交付の申請をするに当たり、下記のとおり宣誓及び同意します。

記

１　大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第３条（補助対象者）の規定に該当いたします。

２　暴力団等であるか否かについて、市長が警察署長へ情報照会を行うことに同意します。

３　本補助金の申請内容については、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は速やかに補助金の返還に応じます。

４　この事業の補助を受けて購入したものについては、事業の目的に沿って適切に管理及び使用し、事業の目的外使用又は転売いたしません。

５　市が適正な事務の執行のため、立ち入り検査をすることを求めたときは協力いたします。

６　大阪狭山市内を主たる活動地域として、キッチンカー等による移動販売を行います。

７　災害時等において市から食事や物資の支援要請があれば、可能な限り協力いたします。

年　　月　　日

所　在　地

名　　称

代表者氏名

様式第４号（第８条関係）

大狭　　第　　号

年　　月　　日

様

大阪狭山市長　　印

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった補助金については、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき審査し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり交付決定します。

なお、事業の内容は事業計画書のとおりとし、これに変更が生じるときは、同要綱第９条の規定に基づき大阪狭山市移動販売等導入事業計画変更承認申請書を提出し市長の承認を受けてください。

記

補助金交付決定額　　円

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

（あて先）大阪狭山市長

申請者　　所　在　地

名　　称

代表者氏名

電 話 番 号

大阪狭山市移動販売等導入事業計画変更承認申請書

下記の補助金について、事業計画を次のとおり変更したいので、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき申請します。

交 付 決 定	年　　月　　日　　第　　号
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

様式第６号（第１０条関係）

大狭　第　　号

年　　月　　日

様

大阪狭山市長　　印

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付変更承認通知書

年　　月　　日付けで変更承認申請のあった事業計画については、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、次のとおり承認しましたので通知します。

交付決定	年　　月　　日　　第　　号
変更補助金額	円（変更前　　円）
変更の内容	
指示事項等	

様式第７号（第１１条関係）

年　　月　　日

（あて先）大阪狭山市長

申請者　　所　在　地

名　　称

代表者氏名

電 話 番 号

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって補助金の交付決定を受けた補助対象事業は、　　年　　月　　日に完了したので、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

１　事業に要した経費及び補助金交付決定額

⑴ 補助対象事業に要した経費　　円

⑵ 補助金交付決定額　　円

２　補助対象事業完了期日　　年　　月　　日

様式第８号（第１２条関係）

大狭　第　　号

年　　月　　日

様

大阪狭山市長　　印

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告書の提出があった下記の補助金については、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第１２条第１項の規定に基づき、次のとおり交付額を確定します。

記

補助金確定額　　円

様式第９号（第１２条関係）

年　　月　　日

（あて先）大阪狭山市長

申請者　　所　在　地

名　　称

代表者氏名

電 話 番 号

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号補助金確定通知書に基づく大阪狭山市移動販売等導入事業補助金の交付を、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額　　円

補助金振込先口座

金融機関	預金種別	口座番号
銀行・金庫 支店・支所	当座　・　普通	
フリガナ		
口座名義人		

様式第１０号（第１４条関係）

年　　月　　日

（あて先）大阪狭山市長

申請者　　所　在　地

名　　称

代表者氏名

電 話 番 号

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事業名　　大阪狭山市移動販売等導入事業

２　補助金額　　円

３　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

５　補助金返還相当額（４－３）　　円

（注）参考となる資料を添付すること。

様式第１１号（第１５条関係）

年　　月　　日

（あて先）大阪狭山市長

申請者　　所　在　地

名　　称

代表者氏名

電 話 番 号

大阪狭山市移動販売等導入事業財産処分承認申請書

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金にかかる補助対象事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第１５条の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　品目及び取得年月日

２　取得価格及び時価

３　処分の方法

４　処分の理由

様式第１２号（第１５条関係）

大狭　第　　号

年　　月　　日

様

大阪狭山市長　　印

大阪狭山市移動販売等導入事業財産処分承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった大阪狭山市移動販売等導入事業財産の処分について、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第１５条の規定に基づき、次のとおり承認したので通知します。

記

承認内容

様式第１３号（第１６条関係）

大狭　第　　号

年　　月　　日

様

大阪狭山市長　　印

大阪狭山市移動販売等導入事業補助金返還請求通知書

年　　月　　日付けの請求書において交付した下記の補助金については、大阪狭山市移動販売等導入事業補助金交付要綱第１６条の規定に基づき、次のとおり交付額の返還を請求します。

１　補助交付確定額　　円

２　返還理由